

会議名	令和5年度 第1回 掛川市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和5年8月8日(火) 午後2時00分～午後2時50分	開催場所	掛川市役所 5階 市議会 全員協議会室
出席者	委員：12人(村松委員、富永委員欠席) 事務局：久保田市長、原田健康福祉部長 国保年金課 鈴木課長、花村主幹、山田係長、加治主事 健康医療課 中山係長 納税課 岡田課長		
	開 会		
鈴木課長 (司会)	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回掛川市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちましてご礼を行います。ご起立願います。</p> <p style="text-align: center;">＝ 相互に礼 ＝</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>本日は大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の進行を努めさせていただきます、国保年金課長の鈴木英雄と申します。よろしく願います。会の進行は、着座にて行わせていただきます。</p> <p>本日の会議につきましては、お手元の運営協議会次第に沿って進めさせていただきます、時間は概ね3時半までの1時間半を予定しております。</p> <p>なお、本会は傍聴規定を定めており、本日は5名の方が事務局の後ろの席で傍聴していますので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、；次第2 委員紹介、役員選任及び定足数ですが別添資料の委員名簿を御覧下さい。本年は3年任期の2年目となります。委員の紹介は、交代者のみとさせていただきます。</p> <p>この中で、被保険者代表のうち備考欄に表示があります、区長会連合会の横山委員、保険活動推進委員会の武田委員、公益代表では市議会議長の山本委員、市議会文教厚生委員長の寺田委員が本年6月から、就任していただいておりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>また、本運営協議会の役員につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、会長1名、職務を代理する者を公益代表の委員から選挙し置くこととされています。役員交代がありましたが、後任期間の役員につきまして、山本委員が会長、寺田委員が職務代理者として、残任期間を引き継いでいただくということで、よろしいでしょうか。</p>		
委員	異議なし		

(司会)	<p>ありがとうございます。異議なしというご意見をいただきました。他にご意見はありますか。</p> <p>他にご意見が無いようなので、会長は山本委員が、職務代理者は寺田委員にお願いします。それでは、山本委員、寺田委員は、前の会長、職務代理者の席へ移動をお願いします。</p> <p>続きまして定足数ですが、本日は、掛川市介護支援専門員連絡協議会員 松村委員及び健康保険組合連合会静岡連合会常務理事 富永委員から、所要により欠席される旨の連絡をいただいておりますが、</p> <p>掛川市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、過半数の委員の出席がございますので、協議会を開催いたします。</p> <p>議事に入る前に、会長よりごあいさつをいただきたいと思います。山本会長よろしくお願いします。</p>
山本会長	<p>この度、会長を務めさせていただくこととなりました、市議会議長の山本 裕三でございます。国保運営協議会の開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。</p> <p>国民健康保険は、我が国が世界に誇れる国民の生活、健康を守る社会保障制度の根幹をなすものです。しかしながら、市町村が運営する国民健康保険は、慢性的な赤字体質となる構造的な問題を抱えており、この問題を打開するために、平成30年度から県を共同保険者とした広域化がスタートしました。新しい広域化制度は「財政運営の安定化」及び「県内統一の保険税の算定方法による被保険者の不公平感の解消」により国保制度を安定的に運営し、持続させていくことが目的であります。現在、国保制度は少子高齢化や人口減少、市区町村ごとに異なる保険税率など、まだまだ様々な問題を抱えております。私たち被保険者は賢い医療サービスの受け手になるとともに、これらの問題、課題の解決に向け、市当局とともに考え、自ら健康づくりに取り組んでいく必要があると考えております。</p> <p>本日は、令和4年度の決算見込み、令和5年度の国保税の賦課算定方針、保健事業の報告などもりだくさんの内容であります。皆様のご協力のもと、円滑に会議を進めてまいりたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。</p>
(司会)	<p>ありがとうございました。続きまして保険者を代表し、市長よりごあいさつ申し上げます。久保田市長お願いします。</p>

久保田市長	<p>皆さまこんにちは。本日はご多用中にも関わらず、またお暑い中ではありますが、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃から国保事業について多大なるご理解とご協力いただいていることに対して、お礼申し上げます。</p> <p>先ほどご紹介がありましたが、改選により新たにお引き受けいただいた4名の方、また引き続きお受けいただく方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>国保に加入されている被保険者の人数については約2万2000人です。掛川市の人口が約11万5000人ですので、概ね市民の5人に1人が国保に入っているということになります。ただ、入られている方の高齢化が進んでいたり、加入者の多くが年金生活者や非正規労働者となっております。</p> <p>先ほど会長からお話がありましており財政的には非常に苦しく、医療の高度化等もあり医療費が増額しているというのが実情でございます。そういう中で、国保制度の市町村と都道府県の共同保険者とするのは方針を出されておりますけれども、しかしながら税率の統一や各事業等について、各市町村様々な違いがあり、想定通りに進んではない状況です。</p> <p>そのような中、本日は昨年度の決算および今年度の賦課方針について報告をさせていただきます。それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴したいというふうに思いますので、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
(司会)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>これ以降の進行につきましては、山本会長をお願いします。</p>
<b>議 事</b>	
山本会長	<p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>報告事項1「令和4年度 掛川市 国民健康保険 特別会計の決算（案）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 山田係長	<p>令和4年度国民健康保険特別会計決算（案） 歳入・歳出の内訳につきまして、国保年金係長の山田より説明させていただきます。着座のままで失礼します。</p> <p>令和4年度 歳入歳出につきまして、議会の議決前ですので、決算案の報告という形で要点をご説明申し上げます。</p> <p>令和4年度 歳入歳出決算案につきましては、会議資料の1ページから3ページまでとなります。</p> <p>1ページを御覧下さい。ページ中央より左側に歳入、右側に歳出が記載してあります。先に左側の〔歳入〕、太枠の令和4年度決算（案）の欄を御覧下さい。</p> <p>1の国民健康保険税の収入は、合計23億7,999万6千円となりました。</p> <p>国保税の詳細としまして、3ページを御覧下さい。</p> <p>令和4年度の現年度課税分の合計は、右の列、中段の太字の部分で、22億9,373万1千円、収納率は96.10%となり、前年度から0.2ポイント減少しました。</p> <p>滞納繰越分は最下段で、8,626万4千円、収納率は24.6%となりました。</p>

1 ページにお戻りいただいて、左側、歳入の3の県支出金 82 億 1,678 万円のうち普通交付金 79 億 8,335 万 9 千円は、右の列歳出の2の保険給付費 1 の一般被保険者から3の審査支払手数料までの合計の全額が交付されるものです。

左の列の歳入にもどりまして、3の 特別交付金 2 億 3,342 万 2 千円は、保険者努力支援交付金、県繰入金及び特別調整交付金になります。

次に5の1 一般会計繰入金 7 億 9,087 万 2 千円は、税軽減分を補填する保険基盤安定負担金、高齢化率に基づく財政安定化支援事業繰入金、事務費、出産育児一時金の2/3の法定繰入分のほか、その他繰入金は 法定外の繰り入れで、保健事業費その他分として国保税負担を軽減するため 1 億 2,000 万円を繰り入れたものです。

5の2 基金繰入金は、加入者の税負担を軽減するために国民健康保険事業基金から 2 億 6,300 万円を取り崩し、繰り入れたものです。

6の繰越金 1 億 8,917 万 9 千円は、令和3年度からの繰越金です。

7の諸収入は、国保税の延滞金、交通事故に係る第三者行為の納付金、医療機関からの返納金などの合計です。

8の国庫支出金は、マイナンバーカードの保険証利用を勧奨するリーフレットの作成・印刷及び発送経費として国より交付を受けました。

以上が〔歳入〕でございます。

次に資料の右側の〔歳出〕について説明させていただきます。

1の総務費は、国保事業の運営に係る人件費や消耗品、電算委託料や国保連合会の負担金などの総額となります。

2の保険給付費の支出は、合計で 80 億 0,657 万 1 千円となりました。

2 ページをご覧ください。これは一般被保険者の保険給付費の内訳です。

右端太線が令和4年度の実績ですが、左隣の令和3年度と療養給付費を比較しますと、被保険者数は860人程、割合で3.5%減少しておりますが、給付件数は452,614件と、前年比1.36%減、給付費については68億5,281万円と、前年比1.05%減となっており、一人あたりの受診件数及び給付費は年々増加しております。

1 ページにお戻りください。右側の表の真ん中あたりにあります3の国民健康保健事業納付金 32 億 1,857 万 8 千円は、平成30年度から始まりました国保事業広域化に伴い算定された掛川市分の納付金です。納付金は、平成28年度の市町ごとの一人あたり保険給付費や国保税の状況、被保険者数や所得、高齢化率などを基礎とし、その後の市町ごとの伸び率により、県全体の必要額から算定されています。

5の保健事業費は、40歳以上を対象とした特定健診委託料、20歳以上を対象とした人間ドック助成金のほか、レセプト点検や医療費通知費、医療費適正化対策などの経費です。

6の基金積立金は、1億3,702万1千円を国民健康保険事業基金に積み立てたもので、令和4年度末の基金保有残高は、4億1,394万円程となりました。

8の諸支出金 1 億 4,553 万 7 千円の主なものとして、保険税還付金、令和3年度の実績報告による国県交付金等の精算返還分などです。

以上、1 ページの最下段にありますとおり、歳入 119 億 3,103 万 8 千円、歳出 117 億 7,187 万 9 千円で、歳入歳出差引額は 1 億 5,915 万 9 千円（千円未満四捨五入）となる見込みです。

以上で、令和4年度 掛川市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算（案）の説明とさせていただきます。宜しく御審議の程、お願い致します。

山本会長	<p>ただ今、事務局から説明があった内容について、御意見、御質問等がありましたら挙手にてお願いします。</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、報告事項2「令和5年度国民健康保険税賦課算定方針について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>また、関連する報告事項3「令和5年度掛川市国民健康保険特別会計予算、補正（案）について」について併せて説明願います。</p>
事務局 山田係長	<p>報告事項2「令和5年度 掛川市国民健康保険税賦課算定方針について」及び報告事項3「令和5年度 掛川市国民健康保険特別会計の予算、補正（案）について」併せて説明させていただきます。</p> <p>先に資料7ページを御覧ください。令和5年度掛川市国民健康保険特別会計7月31日現在の9月補正予算編成見込みです。</p> <p>先に、左側、歳入です。主な項目のみ説明させていただきます。</p> <p>1の国保税につきましては、7月14日に本算定を実施しました。今回の本算定により、当初予算額より若干の減額が見込まれますが、今後、国保への加入及び脱退の移動による日々の変動があるため、今回の補正では変更せず例年どおり2月の最終補正で精算することとしました。</p> <p>7の繰越金については、先の令和4年度決算見込みで説明させていただいた、繰越額1億5,915万8千円（千円未満を切り捨て）を補正計上したものです。</p> <p>続いて、右側の歳出の説明です。</p> <p>3の国民健康保健事業納付金の4,569万3千円の減額補正につきましては、本年度の静岡県からの内示による確定額です。</p> <p>8の諸支出金の増額は、前年度の実績から保険給付費交付金、保険給付費第三者交付金の合計6,272万3千円を、国県支出金の精算返還金として増額するものであります。</p> <p>今回、補正予算の計上にあたり、前年度繰越金を活用し、現行の賦課基準のままで、余剰財源が確保できる見込みであることから、6の国民健康保険事業基金積立金として1億6,648万9千円を積み立て、翌年度以降の納付金の財源や不測の事態に備えるものです。</p> <p>議会前ですので「見込み」になりますが、最下段のとおり9月補正予算として、歳入・歳出ともに1億8,292万4千円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ118億4,939万9千円とする見込みです。</p> <p>この中で、余剰財源を基金積立金に充てる説明をしましたが、今後、財政部局との協議により、一般会計からの繰入金と併せ、予算の割り振り等について調整が生じる可能性がありますことをご理解願います。</p> <p>4ページにお戻りください。「令和5年度 掛川市国民健康保険税賦課算定方針について」ですが、ただいま説明しましたとおり、① 本算定の税額が当初予算計上額と同程度が見込まれること。② 現時点で、前年度繰越金を財源として、本年度の国保会計の運営に見通しがついたこと。以上の2点により「令和4年度第2回国民健康保険運営協議会の、答申のとおり、「賦課基準（税率）を改訂しない。」旨を御報告するものであります。</p> <p>参考に5ページをご覧ください。近隣市町の本年度の税率を掲載しました。これは、県による調査の集計結果の抜粋であり、先日、県のホームページに県下35市町全ての令</p>

	<p>和5年度国民健康保険料（税）率が掲載されました。昨年度（令和4年度）は御前崎市以外の各市が税率改定（引上げ）しており、今年度は御前崎市（2年ぶり）と袋井市（2年連続）が税率を改定（引上げ）している状況です。</p> <p>以上が今回の賦課算定方針及び予算編成の概要となります。</p> <p>私からの説明は、以上となります。宜しくご審議の程、お願いいたします。</p>
山本会長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問等ありましたら挙手にてお願いします。如何でしょうか？</p> <p>宜しいでしょうか？それではご意見、ご質問もないようですので、これにて審議を終了させていただきます。以上で本日の報告事項の全てを終了しました。</p> <p>ご審議にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>これにて審議を終了させていただきたいと思っております。</p> <p>これ以降の進行につきましては、事務局よりお願いします。</p>
(司会)	<p>山本会長、進行ありがとうございました。次に、次第6、令和4年度保健事業実施状況及び令和5年度後期高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業について、健康医療課係長の中山よりご報告します。</p>
事務局 中山係長	<p>健康医療課特定健診係の中山亜里と申します。宜しく申し上げます。着座で失礼します。次第6、令和4年度保健事業実施状況及び令和5年度後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業についてご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料8ページをご覧ください。令和4年度保健事業実施状況、国保会計保健事業分です。上段、国民健康保険ヘルスアップ事業です。</p> <p>この事業は、第二期掛川市国保データヘルス計画に基づいて、健康課題の解決、目標の達成に向けて実施している事業です。国から10割の補助をいただいて実施しています。</p> <p>「特定保健指導」は、「メタボリックシンドローム改善のためのフォロー」であることに対して、国保ヘルスアップ事業は「メタボリックシンドロームではないが、放置しておくことで重症化した疾患に繋がるリスクの高い人に向けて実施している保健事業」という位置づけになります。重症化した疾患には、高額な医療費が掛かることが分かっています。医療費の適正化を目指して実施している事業です。では、令和4年度の保健事業の実施報告をさせていただきます。</p> <p>事業内容としては上から「特定健診未受診者対策」、「特定健診受診勧奨判定値を超えている方への受診勧奨」、「早期介入保健事業」、「生活習慣病重症化予防における保健指導」となっています。下段のその他事業として、人間ドック受診料助成と、医療費適正化事業を実施しました。</p> <p>主な事業報告としては、生活習慣病重症化予防における保健指導の腎機能低下予防です。検診結果説明会の開催や家庭訪問を実施し、対象者121人に対し、119人にアプローチし、98.3%の介入が出来ました。</p> <p>中段、特定健診・特定保健指導に関しては、令和3年度に比べて健診受診者数は増加し、新規受診者の掘り起こしができました。検診受診勧奨として受診勧奨はがきのデザインの工夫やLINEによる情報発信を取り入れました。特定保健指導は保健指導者数が令和3年度より増加しました。仕事等の理由で会えない方が多く、夜間に家庭訪問をする等工夫をし、できるだけ保健指導対象者に会うことに努めました。また、令和2年度から人間ドックを受けた方にも健診機関に委託する形で保健指導を受けることができるようになり、令和4年度からは動機づけ支援・積極的支援の方とも保健指導を受けられるようになりました。</p>

	<p>続いて、9ページをご覧ください。掛川市の特定健診結果及び糖尿病・透析患者の状況です。修正をお願いします。グラフ①～③「受診勧奨値を超える者の割合」となっていますが、「保健指導判定値を超える者」に修正をお願いします。掛川市の健康課題はグラフ①にありますように、HbA1cの保健指導値を超える者の割合が多く、糖尿病予備軍と呼ばれる方や糖尿病の治療が必要な方の割合が県より高い状態が続いています。また、脳血管疾患が多いことや透析患者が多いことから、グラフ②の高血圧の値も注視しています。こちらは県平均よりも低い値で経過していますが、その差が縮まってきている状況です。グラフ③e-GFRは腎臓の機能を見る項目で、こちらも県平均よりも低い値で経過していますが、その差が縮まってきています。2. (1)透析患者の医療費の状況となります。表の下あたりにあります患者一人あたりの透析に関連する医療費の平均額は年 500 万ほどかかります。月にすると 41 万程度です。(2)透析患者の起因疾患グラフでは、生活習慣病を起因とする疾病が半数を超える約7割であり、そのうち糖尿病性腎症Ⅱ型糖尿病が6割強です。生活習慣を起因とする糖尿病が原因で透析が必要となった方の割合が多いです。透析になると通院が必要で生活にも制限が掛かり、経済的にも負担となるため、糖尿病の予防対策が重要であると考えます。そのため、令和4年度に国や県が作成した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、「掛川市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成しました。令和5年度はHbA1cの受診勧奨値を超えていても医療機関へ受診していない方の受診勧奨訪問等に取り組み糖尿病の予防に取り組んでいく計画をしています。</p> <p>10ページから12ページは後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の計画と分析になります。令和3年度から開始した事業で、フレイル（虚弱）や生活習慣病の重症化を予防することを一体的に実施することを目的としています。10ページをご覧ください。令和5年度の後期高齢者会計保健事業分の計画です。ハイリスクアプローチとして、重症化予防に取り組みます。後期高齢者健診結果から、フレイル(虚弱)予防として低栄養防止事業、高血圧・脂質異常・糖尿病に関する項目で気になる方への生活習慣病予防事業、後期高齢者健診も未受診、医療機関への受診も未受診で健康状態が不明な方への健康状態不明者対策事業に取り組みます。ポピュレーションアプローチとして、令和3年度から実施している、生きがいデイサービス利用者へのフレイル予防のための健康教育を今年度も行き、全30コースを終える予定です。また、フレイル予防と生活習慣病重症化予防に取り組む庁内関係各課の担当者や部課長との会議をあわせて5回開催し、各課で実施する事業の共有と健康課題の確認を行います。12ページをご覧ください。11～12ページにある現状から8.各グラフよりにある【掛川市後期高齢者の健康課題】のとおりまとめました。掛川市の高齢化率は増加傾向で、平均自立期間は県と比べ男性が長い、後期高齢者健診結果からは収縮期血圧は受診勧奨値を超える者の割合は県と比べて低いが、外来医療費は県と比べて高い状況にあります。その他の健康課題も含め、関係各課と情報共有を行い、後期高齢者のみでなく、若い世代からフレイル予防・生活習慣病予防を意識した事業を展開していけるよう取り組んでいきたいと思います。</p> <p>以上で、令和4年度保健事業実施状況及び令和5年度後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の説明を終了します。</p>
(司会)	<p>ただ今、事務局から説明があった内容について、ご意見、ご質問などありましたら挙手にてお願いします。</p>
A 委員	<p>A といいます。よろしくをお願いします。 先ほどご説明があった内容で質問ですが、8ページに生活習慣病重症化予防における保</p>

	<p>健指導ということで、家庭訪問や腎機能低下予防の説明会等をされているということですが、これは最終的には医療機関への受診を勧奨されるということが目的となるのでしょうか？</p>
事務局 中山係長	<p>はい、医療機関へ受診を勧奨する方もいらっしゃいますし、既に治療をされていて特定健診を受けてくださっている方もいます。</p> <p>中には透析をしながら、特定健診を受けてくれている方もいらっしゃるものが経年的に活動をしていることによって、関わり中、お話して下さった方もいらっしゃいました。</p> <p>まずは医療機関へかかってほしいということ、かかっている方については継続をすること、透析をしている方についてはご自身のご負担をねぎらい、自己管理を続けていくことへの応援のような言葉かけをさせていただいています。</p>
A 委員	<p>ちなみに未受診だった方や、その後医療機関の方に受診された割合についておおよそわかりますか。</p>
事務局 中山係長	<p>そういった数字も把握したいと思っておりますが、現状マンパワー的に追いかけていけないところがあり、明確な数字はありませんが、経過を見ていく中で、翌年度もやはり説明会の対象になってしまう方もいらっしゃいます。そういった方については受診ができてよかったねといった話をしてきていると、係の者から聞いています。ありがとうございました。</p>
(司会)	<p>他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、次に次第7 掛川市国民健康保険特別会計の状況について説明させていただきます。13 ページのカラーで印刷された「令和4年度掛川市国民健康保険特別会計の状況」と題した資料をご覧ください。</p> <p>資料の左側の表は、歳入で、右側の表は歳出となります。それぞれ令和4年度の当初予算額と決算額を比較した表となっております。</p> <p>今年から交代となった委員もいらっしゃいますので、まず、会計内のお金の流れから説明いたします。</p> <p>国民健康保険事業は、平成30年度から県を共同保険者とした広域化がスタートしたことによって、各市町が県へ納付金を支払って、その県からの交付金で各市町が保険給付を行う方式となりました。</p> <p>資料で説明させていただくと、右の歳出の表の中段の3国保事業納付金（オレンジ色）を県へ支払い、左の歳入の表の中段の3県支出金の1保険給付費等交付金普通交付金（黄色）として収入し、右の歳出上段の2保険給付費（黄色）として支出しております。</p> <p>令和4年度予算で歳出の3国保事業納付金（オレンジ色）約32億円を納めるにあたって、本来は歳入の（オレンジ色）1国民健康保険税、5繰入金のうち基盤安定繰入金の税軽減分、保険者支援分、未就学児軽減分及びその2つ下の財政安定化支援事業で賄わなければなりません。歳入の表の一番下段に（オレンジ色）にこれらの合計額を記載しておりますが、29億円にも満たない額で、足りていない状態です。そのため、歳入3県支出金のうち保険給付費交付金の特別交付金の一部（緑色）と、5の2の国民健康保険事業基金繰入金の約2億6千万円（緑色）で補填しておりますが、それでもなお不足分があるため（青色）の5の繰入金の1のその他（説明欄に法定外繰入）1億2千万円で補填して、ようやく納付金を納めている状況です。</p>

	<p>この法定外繰入金には使用範囲に制限があり、国が国民健康保険会計で法定外繰入として認めているものは、歳出の青色部分5の保健事業費と6の国民健康保険事業基金積立金に対してのみで、この金額以上を法定外繰入すると「赤字団体」となってしまい、県からの交付金が減額されることになってしまいます。なお、現在県内の赤字団体は2市町あります。</p> <p>次に基金の状況について説明いたします。本日、配布させていただいた「掛川市 国保年金課 資料」の4ページをご覧ください。その最下段に基金台帳の抜粋を掲載してありますので、表の右下をご覧ください。令和4年度末の基金残高は約4億1千万円となっており、前年度より1億円以上基金が減額となっております。</p> <p>次に令和5年度予算を見ていただきたいと思います。本日の運協資料6ページの令和5年度の当初予算をご覧ください。左の歳入の表の1の国保税歳入は被保険者の減少により約8千万円の減額を見込んでおります。このため、その下の5の2の国民健康保険事業基金繰入金を1億3千万円近く増額し、3億9千万円の基金を国保会計に繰り入れ、さらにその上の法定外繰入1億2千万円で補填して県への納付金を支払うといった内容の予算となっております。</p> <p>基金については、令和4年度末の残高4億1千万円のうち令和5年度では3億9千万円の繰り入れを行い、先ほど説明させていただきました9月補正において、1億6千万円ほど積み立てる予定となっておりますが、このまま行くと令和5年度末の基金残額は2億円を切る見込みです。</p> <p>令和6年度の予算を現時点で考えると、これまでのように基金では国保会計を支えきれず、限度額以上の法定外繰入を行わないと予算が組めない状況となる恐れがあります。</p> <p>令和4年度に国民健康保険税を全体で5%程増額する税率改正を行いました。それでも保険給付金の伸びに対応できておらず、安定した国民健康保険の運営を維持していくことが非常に困難な状態だということをお理解いただければと思います。</p> <p>この他、先ほども申し上げましたが、静岡県は平成27年度に成立した法律に基づき、平成30年度から財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うようになりました。県は、静岡県国民健康保険運営方針を示し、令和9年度までに保険料水準の統一を目指し、県内自治体と協議しながら様々な課題解消の取り組みを行っているところです。令和9年度までの保険料水準の統一は、かなり厳しい状況ではありますが、掛川市も運営方針に基づき、保険料水準の統一に向けた保険税率にしていく必要があります。なお、県が示す令和5年度の掛川市の標準税率と掛川市の税率を比較すると、所得割と均等割で2割弱、平等割で1割強ほど税率が不足している状況です。</p> <p>国民健康保険特別会計の状況についての説明は、以上となります。</p> <p>御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。</p>
B 委員	<p>すいません。先ほどの「限度額を超える」という部分について、詳細な説明をおねがいします。</p>
(司会)	<p>それでは、先ほど見ていただいた13ページの表ですが、右側の青色となっている5の保健事業費と6 基金積立金の合計が2億4,700万円となるのですが、令和4年度ではこの金額が限度額となり、この金額以上の法定外繰入を行うと赤字団体ということになります。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p>

事務局  
山田係長

それでは次第8 その他について山田係長より報告申し上げます。

その他について説明させていただきます。

本日お配りした資料をご覧ください。

1点目ですが「マイナンバーカードを健康保険証としてぜひご利用ください」というリーフレットです。こちらは国がデザインしたリーフレットを市で印刷し、7月上旬の年度更新の保険証発送時に同封し被保険者へ送付いたしました。

昨年度は国の補正予算により、印刷及び郵送料相当額約18万円の国庫補助を受けましたが、今年度も同様の国庫補助が予定されているとのことです。

ちなみに、掛川市の国民健康保険被保険者のマイナンバーとの紐づけ状況について、令和5年7月時点で13,500人程、60%となっております。今後の動向としまして、現時点での国の方針として、令和6年の秋に紙の保険証の交付は終了となるが、それまでに交付された保険証は最長で1年間利用できることとしています。掛川市は毎年7月上旬に8月1日から1年間利用できる保険証を交付しているため、掛川市国保被保険者は令和7年7月末までは紙の保険証がある状態となる見込みですが、それ以降、マイナンバーカードと保険証を紐づけしていない方へ交付する「資格確認書」の取扱いについて、テレビやネットニュース等では新しい方針が度々報道されておりますが、まだ、正式には国から市へは通知されていない状態ですので、今後どのような形となるか、国の動向を見守っている所であります。

2点目ですが、産前産後期間における国民健康保険税の減免についてです。今年の5月19日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、その中には、産前産後期間における国民健康保険税の減免については令和6年1月1日より施行されることになりました。

対象は令和6年1月1日以降に出産（予定）のある世帯主若しくは国保被保険者の出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの所得割額及び均等割額です。減免額の負担は国が1/2で県と市がそれぞれ1/4ずつ負担することとなっております。

「政令」が7月20日に公布された所で、これから、1月1日から運用ができるよう、今後掛川市国民健康保険税条例の改正を進めていきます。

最後3点目ですが、参考資料として「掛川市国保年金課資料」を配布させていただきました。

この資料は、本市国保年金課で作成しました、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金についての統計資料です。

被保険者の動向、保険給付費等の過年度との比較、国保税の収納状況、国民年金保険料の変遷など、大変細かい資料で恐縮ですが、大まかに内容をご説明いたします。

3ページをご覧ください。過去4年分の決算状況及び今年度予算が表となっております。

7ページをご覧ください。一般被保険者の高額療養費ですが、令和3年度に件数が大きく伸び、令和4年度も引き続き伸びている状態となっております。これは、高額医療が行われた件数増加したからだけではなく、令和3年8月より高額療養費申請の簡素化を始めた影響もあり、被保険者の利便性の向上に繋がっていることが確認できます。

11ページをご覧ください。国民健康保険税の状況です。こちらでは、平成30年度から令和4年度までの現年度分と滞納繰越分の調定額及び収納額の一覧となっております。

15ページ及び16ページをご覧ください。先程、健康医療課の中山係長から保健事業についての報告がありましたが、過去5年間の特定健診、人間ドック受診者数等の詳細な数値が記載されております。

	<p>時間の関係で、これ以上の説明は割愛しますが、参考資料としてご活用いただける資料となっております。</p> <p>私からの説明は、以上となります。</p>
(司会)	<p>ただいまその他として3件報告いたしました。内容、また全体を通じて、何か御意見、御質問がありましたらお願いします？宜しいですか？</p> <p>それでは、長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>最後に事務局から、事務連絡をさせていただきます。</p> <p>本日の出席手当につきましては、後日登録口座に振り込みでお支払いさせていただきますので、宜しくお願いします。</p> <p>また、第2回の協議会は、12月ごろの開催を予定しております。</p> <p>詳細につきましては、改めて御連絡させていただきます。以上でございます。</p>
	<p>それでは以上をもちまして、令和5年度第1回掛川市国保運営協議会を閉じさせていただきます。ご礼をもって、散会とさせていただきます。ご起立をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">＝相互に礼＝</p> <p>ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。</p>